2.2.　走行抵抗及びシャシダイナモメータ負荷
2.2.1.　「風速影響」とは、風速計による測定に及ぼす自動車の影響をいう。
2.2.2.　「制約付き分析」とは、独立して定められた自動車の前面投影面積と空気抵抗係数を運動方程式に適用することをいう。
2.2.3.　「非積載重量」とは、自動車に乗員が乗車せず、かつ、非積載状態において燃料、冷却液、潤滑油、工具、連結装置及びスペアタイヤ（自動車製作者等が標準装備品として備えている場合に限る。）が搭載された重量をいう。ただし、すべての燃料タンクについて当該タンクの容量の90％の燃料が充填された状態であること。
2.2.4.　「最大荷重」とは、技術的最大許容質量から非積載重量、100kg及び最大オプション装置重量を減じた値をいう。
2.2.5.　「オプション装置」とは、自動車製作者等が備える標準装備以外の装置をいう。
2.2.6.　「最大オプション装置重量」とは、自動車に備えられるオプション装置の組合せの中で最大重量となるものの重量をいう。
2.2.7.　「基準環境条件」とは、走行抵抗を測定する場合において、別に特段の定めがない場合に限り、次に掲げる値をいう。
(a)　大気圧：P_0＝100kPa
(b)　大気温度：T_0＝293K
(c)　乾燥空気密度：ρ_0＝1.189kg/m^3
(d)　風速：０m/s
2.2.8.　「基準速度」とは、走行抵抗の決定時又はシャシダイナモメータ負荷の検証時に、基準となる自動車の速度をいう。この場合において、基準速度は、WLTCの速度範囲における連続的な速度点であってもよい。
2.2.9.　「再現走行抵抗」とは、別紙４の惰行法に基づき測定された惰行データから求められる走行抵抗をいう。
2.2.10.　「速度範囲」とは、WLTCの最高速度から自動車製作者等が選択した最低速度までの範囲をいう。ただし、最低速度は20km/hを超えないものとする。
2.2.11.　「定置型風速測定」とは、代表的な風況が生じる場所において、試験路の路面レベルよりも上方の位置で風速計により風速及び風向を測定することをいう。
2.2.12.　「標準装置」とは、公道走行のために必要な最小限の機能を有する自動車に備えられる装置をいう。
2.2.13.　「目標走行抵抗」とは、シャシダイナモメータで再現されるべき走行抵抗をいう。
2.2.14.　「全抵抗」とは、自動車の動きに抵抗するすべての力の合計をいう。
2.2.15.　「自動車惰行モード」とは、全抵抗の正確な決定及びシャシダイナモメータの正確な設定に資する動作モードをいう。
2.2.16.　「風補正」とは、定置型又は車載型の風速計による風速測定の結果に基づき走行抵抗における風の影響を補正することをいう。
2.2.17.　「技術的最大許容質量」とは、自動車の構造、装置及び性能を勘案し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から十分許容される最大の質量をいう。
2.2.18.　「試験自動車重量」とは、非積載重量、自動車に装着されるオプション装置の重量及び代表的積載重量の合計に100kgを加えたものをいう。
2.2.19.　「代表的積載重量」とは、乗用自動車にあっては最大荷重の15％、貨物自動車にあっては最大荷重の28％をいう。
2.3.　電気自動車及び電気式ハイブリッド電気自動車
2.3.1.　「充電消費航続距離」（以下「R_{CDA}」という。）とは、充電消費運転状態におけるWLTCの走行により充電状態の蓄電装置から取り出すことのできる電気量（Ah）が０になるまでの走行距離をいう。
2.3.2.　「充電消費サイクル航続距離」（以下「R_{CDC}」という。）とは、充電消費試験終了時のサイクル（自動車が充電消費運転状態及び充電維持運転状態で走行するサイクルを含む。）の一つ前のサイクルが終了するまでに自動車が走行した距離をいう。
2.3.3.　「充電消費運転状態」とは、電気式プラグインハイブリッド自動車において、外部充電による電力を用いた状態で走行する状態をいう。
2.3.4.　「充電維持運転状態」とは、電気式プラグインハイブリッド自動車において、外部充電による電力を用いないでない状態で走行する状態をいう。
2.3.5.　「電気式ハイブリッド自動車」とは、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（電気式プラグインハイブリッド自動車を除く。）をいう。
2.3.6.　「正味エネルギー変化」とは、蓄電装置のエネルギー変化を自動車のサイクルエネルギー要求量で除した値をいう。
2.3.7.　「非車外充電式ハイブリッド電気自動車」とは、外部から充電する機能を有していない電気式ハイブリッド電気自動車をいう。
2.3.8.　「車外充電式」とは、蓄電装置が外部から充電できることをいう。
2.3.9.　「電気式プラグインハイブリッド自動車」とは、外部から充電する機能を有している電気式ハイブリッド電気自動車をいう。
2.3.10.　「再充電エネルギー」（以下「E_{AC}」という。）とは、コンセントに接続して電力グリッドから再充電される交流電気エネルギーをいう。
2.3.11.　「蓄電装置充電収支」（以下「RCB」という。）とは、Ah単位で測定される蓄電装置の充電バランスをいう。
2.4.　パワートレイン
2.4.1.　「手動変速機」とは、手動操作によりクラッチを切断し、ギヤを切り換える変速機をいう。
2.5.　補助装置等
2.5.1.　「補助装置」とは、自動車の走行に必要としない装置をいう。
2.5.2.　「乗用自動車」とは、専ら乗用の用に供する自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車をいう。
2.5.3.　「貨物自動車」とは、貨物の運送の用に供する自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車をいう。
2.5.4.　「サイクルエネルギー要求量」とは、自動車が適用WLTCを走行するために必要な正のエネルギーをいう。
2.5.5.　「モード」とは、排出ガス排出量及び燃料消費率に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。
2.5.6.　「マルチモード」とは、運転者が手動又は自動で設定することが可能な複数のモードをいう。
2.5.7.　「主モード」とは、直前の運転停止時に選択されていたモードにかかわらず、自動車の始動時に常に選択されるモードをいう。この場合において、主モードは再設定が不可能なものであって、主モードから別のモードへの切替えは、運転者の意図的な操作によって行われるものとする。
2.5.8.　「基準条件」とは、ガス密度の基準となる条件をいい、101.325kPa及び273.15K（０℃）である。
2.6.　WLTC
2.6.1.　「エンジン出力」（P_{rated}）とは、諸元表に記載されたエンジン出力をいう。
2.6.2.　「最高速度」（v_{max}）とは、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm/hで表した値をいう。
2.6.3.　「定格エンジン回転速度」とは、エンジン出力が最大となるエンジンの回転速度をいう。